

神戸学院大学緊急学費減免 実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の直接的又は間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、学費の減免を行い、教育の機会均等を図ること。

2. 対象

選考基準を全て満たす、本学の学部生および大学院生（外国人留学生は除く）

3. 学費の減免額

半期学費の1/4

※他の学費減免制度により、残りの学費納入額が学費減免額を下回っている場合は、残りの納入額分を免除することとします。

4. 採用予定者数

200名程度

※採用数に限りがあるため、申請者多数の場合、選考方法に従って審査を行い、採用者を決定します。

5. 出願資格

以下2つの要件を両方とも満たしていることを条件とします。

(1) 国又は地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は日本学生支援機構の給付奨学金[家計急変]の例に準ずる。)の提出があること、又は、2020年の所得見込みが2019年の所得と比較し1/2以下となっていること。2020年の所得見込みは、2020年3月～9月のいずれか3か月分の所得合計を4倍して算出する。

(参考) 日本学生支援機構の給付奨学金[家計急変]における公的支援の例

https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(2) 家計基準は2020年の所得見込みが、841万円以下(給与所得以外は355万円以下)であること。

6. 申請方法

以下の提出物を、学生支援センター 緊急学費減免担当係へ郵送してください。申請書は大学ホームページに掲載していますので、そちらをダウンロードし、各自印刷してご記入ください。

提出方法は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**郵送のみ**となっています。その他の方法では受け付けられないことをご了承ください。また、個人情報を含みますので、ご提出の際は**簡易書留**にてお送りください。

なお、提出物が欠けている場合は申請受理いたしかねます。提出前に、不備が無いか必ずご確認ください。

【提出書類】

①神戸学院大学緊急学費減免申請書【全員提出】

②2019年分(令和元年分)の所得証明書【全員提出】(源泉徴収票不可)

③新型コロナウイルス発生後の所得を証明する書類【全員提出】

※2020年3月～9月のいずれか3か月分の給与明細をご提出ください。給与所得者以外の方は、所得が証明できるもの(帳簿など)のコピーをご提出ください。

④公的支援の受給証明書の写し【該当者のみ】

(参考) 日本学生支援機構の給付奨学金[家計急変]における公的支援の例

https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

⑤障がい者手帳の写し【該当者のみ】

※氏名・等級が分かるもの

⑥失業を証明する書類、又は雇用保険受給資格者証の写し【※該当者のみ】

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方。失業手当を受けている方は必ず資格者証の写しを提出。

7. 提出期限

2020年10月14日(水)【消印有効】

8. 選考方法

出願資格を満たしていることを確認した上で、別表に基づく緊急学費減免認定所得を用いて順位付けを行います。選考にあたっては、認定所得の低い者を優先順位の上位としますが、公的支援の証明書の有無を含めた総合判定により学費減免者を決定します。

別表 緊急学費減免認定所得

緊急学費減免認定所得=2020年の所得見込み-控除額(下記①②③④)の合計		
控除項目	控除額	備考
① 所得変化控除	(2019年の所得-2020年の所得見込み)×0.25	
② 就学者控除	68万円/1人	申請者を除き、世帯員の中に小学生から大学生までの就学者がいる。
③ 障がい者控除	75万円/1人	世帯員の中に障害のある人がいる。(申請者本人を含む)
④ 自宅外控除	60万円	下宿をしており自宅外通学である。

9. 採用者発表

採用者発表は、学内情報サービスおよび大学ホームページなどで11月末にお知らせします。減免額については原則として、後期学費の納付書をもって通知とします。9月末に後期学費の納付書が届きますが、申請者は審査結果が通知されるまで、学費納入をお待ちください。

採用者には学費が減額された納付書が再度届きますので、そちらの納付書を使用し振込を行ってください。なお不採用者は、9月末に届く後期学費の納付書にて振込をお願いします。

※後期納入期限は原則10月末ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本年度に限り1月4日まで延滞金がかかりません。

10. その他

以下に該当する場合は学費減免を取り消し、学費全額(休学の場合は休学在籍料)を納入するものとします。

- (1) 当該学期に休学するとき。
- (2) 学費減免の申請書等に虚偽の記入をしたとき。
- (3) その他緊急学費減免採用者としてふさわしくない行為があったとき。

以上

<提出先・問い合わせ先>

【ポートアイランド第1キャンパス】

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3

神戸学院大学 学生支援センター 緊急学費減免担当係 TEL:078-974-4575

【有瀬キャンパス】

〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518

神戸学院大学 学生支援センター 緊急学費減免担当係 TEL:078-974-1473